

令和3年度 危険空き家除却事業費補助制度のご案内

岡崎市では、倒壊や外装材等の飛散の恐れがある空き家の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

補助の対象

建物の基礎、外壁、屋根等が破損し、倒壊等の危険のあるおおむね1年以上使用されていない建物（危険空き家）のうち、次の1から5までの全ての要件を満たすもの

- 1 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市街化区域内の敷地に所在するもの
 - イ 落下又は倒壊等により歩行者等に危害を加えるおそれのあるもの
- 2 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
- 3 木造であること。
- 4 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者の同意があれば可。所有者が複数存在する場合は、所有者全員の同意が必要）。
- 5 建物の除却について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

危険空き家の例



出典：「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」(平成23年12月国土交通省)

補助金の額・件数

上限10万円（15件） 補助率 1 / 2

申込方法・期間

（判定申請）

補助金交付申請の2週間前までに、「補助対象空き家判定申請書」に必要書類を添付し、提出してください。申請される空き家が補助対象に該当するか否かを判定します。

（交付申請）

補助対象に該当する旨の判定結果通知を受けた方は、「危険空き家除却事業費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、令和3年12月28日（火）までに提出してください。

交付申請の受付は先着順に行い、予算に達した時点で受付を終了します。

注意事項

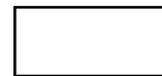
- ・ 空き家を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。
- ・ 空き家をすでに除却している場合、補助金を受けることはできません。
- ・ 空き家の除却のほか、樹木や周辺に悪影響を及ぼすおそれのある工作物を撤去する必要があります。
- ・ 空き家除却後の跡地の適正管理を行う必要があります。

お問合せ：岡崎市 都市政策部 住環境整備課 空家対策係
TEL 0564-23-6024 FAX 0564-23-7528

補助金交付まで



所有者の手続き



市の手続き

